

- 転園日**・・・**毎月1日** ⇒ 転園日に応じた申込締切日までに手続きをしてください。
※転園決定後は、現在の園に戻ることができませんので、よく検討してからお申込みください。
 - 退園日**・・・**毎月末日** ⇒ 退園希望月の20日までに手続きをしてください。
 - 認定こども園(1号認定)又は幼稚園へ転園するときは、直接園へお申込みください。
 - 転園が決まったとき、退園するときは、現在利用している園へ退園の連絡をしてください。
- ※1号認定の退園の場合、退園日は月途中での日付で構いません。**

認定内容や世帯状況が変わったとき

認定内容は、申請の翌月から変更となります。

1号・2号・3号認定

状 況	必 要 書 類	
○2号→1号認定へ変更・転園	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証 …園が変わる場合は、教育・保育給付認定取消申請書も必要です。	
○1号→2号認定へ変更・転園	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ・保育利用申込書 ・事由に応じた証明書類 …新規入所同様、審査が必要となります。 書類・提出期限等は市へお問い合わせください。	
○認定内容の変更 (事由・保育利用時間・有効期間など)	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ・事由に応じた証明書類	
○認定の取消し(保育申込取下げ) ○新制度へ移行しない幼稚園へ転園 ○退園 ○市外転出	・教育・保育給付認定取消申請書 ・支給認定証	
○ひとり親となった(※)	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ・全部事項証明書(戸籍謄本)	
○ひとり親だったが結婚した(※)	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ・配偶者の就労証明書等 ・配偶者が転入者の場合、前市町村の市町村民税額がわかる書類	
○祖父母と同居・別居となった(※)	・保護者の所得により、保育料の算定において同居祖父母の市民税額が合算される場合があります。 ・必要な手続きについては市へお問い合わせください。	
○障がい者(児)と同居・別居となった(※) ○同居者に身体障害者手帳等が交付・返還となった(※)	同居・交付	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・ 次のいずれかの書類(写し) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護(療育)手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証するもの ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
	別居・返還	・教育・保育給付認定申請書兼現況届
○住所が変わった	・支給認定変更届 ・支給認定証	
○支給認定証の再発行	・支給認定証再交付申請書	

※保育料が変更となる場合がありますので、すみやかにお手続きをしてください。

園等で実施している子育て支援・保育サービス

利用申込や料金等については、実施している園へお問い合わせください。

延長保育	保育時間を延長して児童を預かります。
一時預かり	認定こども園(教育)・幼稚園・・・通常就園時間を超えて在園児を預かります。 認定こども園(保育)・保育所・・・普段、園を利用していない児童を一時的に預かります。
休日保育	日曜・祝日等に児童を預かります。
病児保育	当面症状の急変は認められないものの、児童が病気の回復期に達しておらず集団保育が困難なとき、病児保育室(小児科医院併設)で預かります。
病後児保育	児童が病気の回復期にあるものの、集団保育が困難なとき、病後児保育室で預かります。
地域子育て支援センター	普段、園を利用していない児童とその保護者を対象に、育児相談や親子遊び、季節行事の開催、子育て情報の提供等を行っています。